

議第55号

京都市保健所条例の一部を改正する条例の制定について

京都市保健所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成29年 5月16日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市保健所条例の一部を改正する条例

京都市保健所条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地」を「京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65番地」に改める。

第3条第1項中「の支所に保健衛生上」を「(支所を含む。以下この項において同じ。)に保健衛生上」に、「又は保健所の支所」を「又は保健所」に改める。

附 則

この条例中第1条第1項の改正規定は市規則で定める日から、第3条第1項の改正規定は公布の日から施行する。

提案理由

保健所の位置を変更する等の必要があるので提案する。